

通所型短期集中予防サービス公募関連の質問について、以下のとおり回答します。

事務局 地域包括ケア推進課

### 【人員基準に関する質問】

Q 1) 管理者が機能訓練指導員や看護師など他の職種と兼務することは可能か。

A 1) 仕様書に示すように、管理者については、『事業所には、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。』と定めており、併せて『管理者は、事業所の従業者の管理、本サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、及びその他の管理を一元的に行うものとする。』ことに反しない範囲で兼務することを認めています。

但し、兼務する職種が、訪問系の職種など当該事業所を離れて業務を実施しなければならない場合は、当該職種との兼務は認められません。また、兼務する職種が多数に亘る場合、適切な管理業務が行えるとは考え難いことから、兼務する職種の数が 3 以上の場合は、個別に相談させて頂きたいと思います。

Q 2) 常勤の管理者の定義や、管理者の資格要件と勤務形態についての基準はあるのか。

A 2) 常勤の管理者の定義や「資格要件」並びに「勤務形態」については、指定通所介護の基準省令（\*1）を準用しています。

「常勤」とは、労働基準法に則り、1 週間の勤務時間を 40 時間と定めた場合、例えば、月曜日から金曜日までの 5 日間を各 8 時間（休憩時間は含みません）勤務していることとされています。

管理者の「資格」については、特段の定めはありません。

管理者の「勤務形態」は、本事業の仕様において、常勤であることと定めており、状況によっては、他の職種との兼務を認めています。

\* 1) 指定通所介護の基準省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号、今回改正:令和 3 年 1 月 25 日厚生労働省令第 9 号) 及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)

Q 3) 人員基準の機能訓練指導員については、仙台市の生活支援通所型サービスの人員基準で定める機能訓練指導員と同じ資格の職員を配置すれば良いという理解で問題ないか。

A 3) 通所型短期集中予防サービス及び元気応援教室に配置すべき、機能訓練指導員は、本市の生活支援通所型サービスの人員基準で定める機能訓練指導員とは異なり、『理学療法士、作業療法士、看護職員（看護師又は准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は健康運動指導士の資格を有しており、かつ日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う能力を有する者』と定めています。

Q 4) 介護職員については、何らかの資格要件があるのか。

A 4) 指定通所介護事業所の人員基準と同様に、介護職員に関する資格要件はありません。但し、本事業における介護職員は、『機能訓練指導員等と連携してプログラムの実施に従事』する者として規定していますので、効果的なプログラムを提供するに当たり、介護や生活支援に対する必要最低限の知識を有していることが望まれます。

Q 5) 看護職を機能訓練指導員に配置する場合、改めて看護職を配置する必要はあるか。

A 5) 看護職員の配置については、指定地域密着型通所介護の基準省令（\* 2）を準用していますので、看護職員の配置は必須ではありません。機能訓練指導員として看護職を充てるのであれば、人員基準上の問題はありません。

\* 2) 指定地域密着型通所介護の基準省令

「指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 34 号、今回改正：令和 3 年 1 月 25 日厚生労働省令第 9 号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331001 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

Q 6) 介護職員として看護職を配置し、仕様に定める介護職員の業務を行わせることは可能か。

A 6) 介護職員に対する資格要件はありませんので、看護職員をもって充てることは可能です。

### 【運営に関する質問】

Q 7) 応援会議は、利用者の自宅で行うことが基本だと思うが、利用者の都合や新型コロナウイルスの予防対策により、利用者の自宅での開催が不可能な場合、何らかの代替手段を講じて応援会議を行うことは認められるのか。

A 7) 応援会議は、受託事業所で開催することを基本とします。なお、『本サービスの提供開始 2 か月目に、利用者、事業所、地域包括支援センターが集まり、サービス終了後の利用者が希望する生活や、地域包括支援センターの支援方針等に関する意見交換を行う。』ことを本旨としていることから、この趣旨が達成される範囲において、受託事業所以外の場所で開催する

ことも可能であり、ICTを活用したテレビ会議の開催も可能です。

Q 8) 利用者の定員が5名とあるが、この定員数の考え方を示して欲しい。

A 8) 利用者の定員数については、サービス提供時の定員（施設内の物理的な定員数）ではなく、利用登録者数を指します。

例えば、7月に2名の新規利用者を受け入れた場合、翌8月には、新たに3名までの新規利用が可能ですが、実際には2名の新規利用しかなければ、翌9月に、残り1名までの新規利用者を受け入れることが可能となります。また、この事例の場合、サービスの提供期間が3月（利用延長がなかった場合）であることから、10月には、また新たに2名の新規利用者を受け入れることが可能となります。

なお、利用者数を5名に限定したのは、本事業では、利用者個々に対する生活支援に重点を置いており、施設内でのサービス提供以外にも、利用者の居宅を訪問して実施するアセスメントやモニタリングを強化した内容となっていることから、丁寧なアセスメントやモニタリングを実現すると共に、事業所の負担を考慮したためです。

Q 9) 今までと異なり、利用者を毎月募集し、その定員は3か月間コースで5名という理解でよろしいか。また、定員に欠員が出た場合のみ、新規利用者の充足が可能となると理解してよろしいか。

A 9) 利用者については、その登録数が5名となります。また、今までと異なり、利用者は、随時受け入れて頂くこととなりますので、利用者ごとにサービスの開始時期が異なることから定員の管理には十分に注意願います。

また、欠員の補充については、利用登録者数が5名を超えない範囲で行って頂いて結構です。

Q 10) 事業所として十分な広さや感染症対策を講じていたとしても、定員5名を超えた利用者を受けるとは認められないのか。

A 10) モデル事業と元気応援教室ともに、定員5名は厳守して頂きます。

Q 11) 長引く自粛生活の影響で、フレイルが大幅増となることが想定される中、「定員5名」で事業を開始した場合、利用者が多く定員枠を超えてしまい、定員からあふれた希望者は、3か月間待たなければならず、今回の仕様変更が「サービス利用希望者を待たせない」事を意図しているのであれば、その目的から大きく逸脱すると思うが、定員を超えた場合の対応策等の考えを示して頂きたい。

A 11) 本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、4月14日時点で5月5日まで「まん延防止等重点措置」が適用されている状況にあり、感染者数も100名以上の日が続くな

ど、昨年度以上に慎重な対応が求められている状況にあります。

利用定員については、新型コロナウイルス感染症の状況等や、令和2年度の元気応援教室の実施状況を考慮し定めました。万が一定員を超える場合については、他の近隣事業所に利用者を割り振る事などが想定されます。

因みに、令和2年度の元気応援教室において、利用定員が6名以上となった事業所は、1期から3期の何れの期間においても2事業所で、利用者が0人だった事業所は、1期では2事業所、2期と3期では5事業所でした。

Q12) 送迎業務を他事業所へ委託することは可能か。

A12) 送迎業務を委託する場合、利用者の氏名や住所などの個人情報を委託先の事業所に提供することとなり、個人情報の取扱いが問題となります。

本事業の委託契約の中の「個人情報の取扱いに関する特記事項」では、「個人情報の取扱いについて再委託の禁止」が規定されています。但し、『特別な事情があると受注者が認めた場合はこの限りではない。』と規定していることから、送迎業務の再委託を行う場合は、事前に相談して頂く必要があります。

また、送迎業務を委託する場合の経費については、新たな委託費として支払うことはできません。よって、固定費の中で賄って頂くことになります。

Q13) アセスメント訪問を実施する際に、「身分を証する書類の携帯」が求められていますが、指定の様式はありますか。

A13) 特定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。例えば、指定訪問介護事業所の事例に倣って頂いても結構です。

表示内容の一例として、「事業所名」「氏名」「職種」が挙げられます。また、訪問介護の場合のように顔写真を貼付することも望ましいのですが、事業所として準備できない場合もあり得ますので、それぞれの事業所で準備することが可能な範囲で用意して頂きたいと思えます。

Q14) サービスの提供回数について、「週1回、通所による支援を3か月間提供」とありますが、5週の月や4週の月もありますが、3か月間で12回と捉えてよろしいか。

A14) 本事業は、短期間に集中して機能訓練を提供することで、利用者個々の状態像を改善し、それまでと同じ日常生活を営んで頂くことを目的としております。よって、単純に3か月間に12回のサービス提供となると、サービスの提供が2週間後になる事例が2月続く期間が発生し、本事業の効果が損なわれることが想定されますので、「週1回」の取扱いについては、5週の月であっても4週の月であっても同じ取り扱いといたします。

Q15) 体力測定について、「測定種目」及び「一定基準」についてご教授願います。

A15) 測定種目は、①身長②体重③握力④開眼片足立ち時間⑤5m歩行速度⑥TUGT⑦口腔⑧主観的健康観の8種目になります。一定基準につきましては、厚生労働省の介護予防マニュアル（改訂版：平成24年3月）第3章 運動器の機能向上マニュアルの3-3-2事前アセスメント（1）体力測定の判断の数値になります。

### 【委託料に関する質問】

Q16) 委託料の固定費は、参加者が年間を通して数名程度でも支払われるものと考えてよろしいか。

A16) お見込のとおりです。固定費は、本事業を実施するに当たり、事業所が確保した人員や設備等に要する費用ですので、利用者の多寡によって変わるものではありません。

なお、利用登録者がいながら、新型コロナウイルス感染症の予防対策などにより、事業が実施できなかった場合であっても、上記の主旨により固定費はそのまま支給します。

Q17) 今年度は、事業の開始が7月から翌4年3月までとして、固定費が算定されているが、この固定費について、次年度以降も同額になるのか。

A17) 次年度以降においては、事業の実施期間を4月から翌年3月末までを予定していることから、固定費相当の支払額については増額することを想定しています。

ただし、今年度実施する業務内容の見直しを行った場合や、自然災害及び感染症予防対策等に伴い予算確保が困難となった場合は、この限りではございません。

Q18) 委託費の支払いについて、いつ支払われるのか。

A18) 業務の履行確認が完了し、本市が請求を受けた日から30日以内にお支払いいたします。

### 【事業に関する質問】

Q19) モデル事業と元気応援教室の違いが理解できなかったが、この2つの事業の違いは何か。

A19) 元気応援教室においては、身体機能訓練を通じて利用者の社会参加に向けて支援していただきますが、モデル事業においては、身体機能訓練のみならず、利用者個々の日常生活における課題を踏まえた上で、その課題を解決するために必要な模擬訓練を実施する等の生活機能向上訓練を実施し、社会参加に向けて支援していただきます。

また、モデル事業においては、元気応援教室では実施しないモニタリング訪問、セルフマ

ネジメント支援を実施していただきます。詳細については下表のとおりです。

	元気応援教室	モデル事業
対象者	要支援者及び事業対象者	事業対象者のうち特定の項目に該当する者
サービス提供	身体機能訓練のみ	身体機能訓練、及び生活機能向上訓練を実施
訪問支援	アセスメント訪問のみ	アセスメント訪問、及び適宜モニタリング訪問の実施
セルフマネジメント支援	実施なし	実施あり
応援会議	実施あり	実施あり

### 【契約に関する質問】

Q20) 登記簿謄・印鑑証明書・登記簿謄本等、原本ではなく写しでも構わないか。

A20) 写しでも構いません。

Q21) この事業を、本社からの受任機関で申請したいのだが、その場合の印鑑証明書は、本社代表の実印の証明書でいいのか。また、その他に必要な書類はあるか。

A21) 応募者を本社名で作成する場合には、印鑑証明書は本社の証明書でご提出ください。なお、応募時点において、その他に必要な書類はございません。

Q22) 「個人情報の管理について必要な研修を受講」とあるが、受講時期や期間はどのようなのか。

A22) 個人情報に係る業務を受託する企業・事業所の個人情報保護責任者（\*3）は、仙台市が実施するセキュリティ研修の受講が義務付けられています。研修開催日については、以下の仙台市個人情報セキュリティ研修に関する本市ホームページをご確認ください。

(<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/kenshu.html>)

\*3) 個人情報保護責任者

一連の作業を行う間、個人情報の保護について責任を負う人。作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏えい・滅失しないように監督する。

Q23) 元気応援教室と、モデル事業の2つを受託することは可能か。

A23) 同じ事業所の場合は、何れか1つの事業のみの委託となります。但し、同じ法人であっても異なる地域に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所において、元気応援教室かモデル事業の何れかを受託することは可能です。

但し、何れの事業も事業実施に当たり、事業所からの提案内容を評価した上で委託することとなりますので、ご希望に添えない場合もあり得ます。

Q24) 当法人としては、特定の圏域での事業受託を希望している。

A24) 本事業は、応募された事業所の提案内容が、本事業の主旨に叶っているのかを審査した上で、市民に均等にサービスが提供されるよう、委託先事業所の所在地も考慮して委託事業所を選定致しますので、応募された事業所の個別の希望に添えない場合もあり得ます。

Q25) 当事業所の圏域には、モデル事業の対象となる高齢者が少ないので、モデル事業はできないと考える。

A25) 現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出や活動を自粛している高齢者が増加していることから、フレイル状態の高齢者が増加していることが想定されますが、本市としても詳細な調査が実施できていませんので、状態像の悪化した高齢者がどの程度存在するのか、明確な回答をすることができません。

但し、どの圏域においても、本事業の対象となる高齢者はゼロではないと考えています。

Q26) 委託費の設定金額は税別金額として理解してよろしいか。

A26) 委託料における固定費のうち、物件費相当においては課税対象となり、当該部分における委託料については税込み金額となります。

一方で、支援事業費は、消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等における法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業に該当する費用であるため非課税となります。

なお、4月14日に様式第12号の差替えを行っております。応募書類は、差替え後のものでご提出いただきますようお願いいたします。

## 【その他】

Q27) モデル事業の第二次審査の際、PCを活用したプレゼンテーションが可能とのことですが、プレゼンテーションの資料を作成するに当たり、使用するPCのバージョンを教えてください。

A27) PCのバージョンは不明ですが、OSはWindows10Proを、ソフトは、マイクロソフトのoffice2016を予定しています。